

~~02.23~~~~共同して手続をする場合において手続をする者のうち一部の者にのみ代理人がある場合の取扱い~~

~~共同出願人の場合等手続をする者が複数であって、そのうち一部の者のみが代理人を選任している場合、当該代理人は選任を受けていない他の者の代理人として手続をすることは認められない。~~

~~したがって、一部の者のみによって選任された代理人と代理人を選任していない者とが共同で手続をする場合は、双方の手続の意思確認を必要とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

04.05

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済について

1. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる（１）から（１０）までの手続に関し、「故意によるものでない」ことによる期間徒過後の救済規定が設けられている。

また、（１１）及び（１２）において、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に
出願できなかったことが「故意によるものでない」場合に優先権の主張（以下「優先権の回復」という。）をすることができる旨の救済規定が設けられている。

- （１）外国語書面出願の翻訳文の提出（特３６条の２第６項）
- （２）出願審査の請求（特４８条の３第５項^{※１}）
- （３）特許 （登録）料 ~~（登録料）~~ 及び割増特許 （登録）料 ~~（登録料）~~ の追納（特
１１２条の２第１項、実３３条の２第１項、意４４条の２第１項）
- （４）外国語特許出願の翻訳文の提出（特１８４条の４第４項）
- （５）国際特許出願 等 における在外者の特許管理人の選任（特１８４条の１１第
６項^{※２}）
- （６）外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出（実４８条の４第４項）
- （７）商標権の存続期間の更新登録の申請（商２１条１項）
- （８）後期分割登録料及び割増登録料の追納（商４１条の３第１項^{※３}）
- （９）防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商６５条の３第
３項）
- （１０）書換登録の申請（商附則３条３項^{※４}）
- （１１）特許出願等に基づく優先権主張（特４１条１項１号括弧書、実８条１項
１号括弧書）
- （１２）パリ条約の例による優先権主張（特４３条の２第１項^{※５}）

2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下 （１）又は（２）の ア． から ウ． 二つ の要件が満たされていることが必要である。

- （１）期間徒過後の手続 （上記１．（１）から（１０）までの手続）
 - ア．出願人、申請人若しくは権利者又はその代理人が、手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかったことが「故意によるものでない」こと
 - イ．救済手続期間内に、所定の期間内にすることができなかった手続 及び回復理由書 を提出 すること
 - ウ． 回復手数料が納付されていること
- （２）優先権の回復 （上記１．（１１）、（１２）の手続）

ア. 出願人又はその代理人が、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に
出願することができなかったことが「故意によるものでない」こと

イ. 優先権の回復期間内に遅れた出願及び優先権の主張を行い、かつ、回復理由書を提出すること

ウ. 回復手数料が納付されていること

3. 救済を受けるための手続期間

(1) 期間徒過後の手続

ア. 上記1.(1)から(6)までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から2月以内に所定の期間の経過後1年以内(特施規25条の7第5項、31条の2第4項、38条の2第2項、38条の6の2第3項、69条の2第1項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項)。

イ. 上記1.(7)から(10)までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から2月以内に所定の期間の経過後6月以内(商施規2条9項、10条3項、18条の2第1項、20条2項)。

(2) 優先権の回復 (上記1.(11)、(12)の手続) ~~-(特・実・意)-~~

ア. 特許出願等に基づく優先権(特・実)

特許出願等が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められない場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月(特施規27条の4の2第1項^{※6}、~~第2項^{※7}、第3項3号^{※6}、4号^{※7}~~)。

イ. パリ条約の例による優先権(特・実・意)

特許出願等がパリ条約第4条C(1)に規定する優先期間(特・実12か月、意6か月)の経過後2月(特施規27条の4の2第2項^{※7}、第3項4号^{※7})。

ウ. 国際特許出願等における優先権の回復(特・実)

国際特許出願又は特許法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張(同法第41条第1項第1号に規定する故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合にするものに限る。)をした場合及び同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間(特許法第184条の4第1項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)が満了する時の属する日後1月。ただし、国内書面提出期間内に
出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から1月(特施規38条の14第3項^{※8})。

なお、(1)及び(2)の期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

4. 手続の方法

(1) 期間徒過後の手続

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規25条の7第6項、7項、31条の2第5項、6項、38条の2第3項^{*9}、4項^{*9}、38条の6の2第4項、5項、69条の2第2項、3項、実施規21条の4第1項、2項、意施規18条の6第1項、2項、商施規2条10項、11項、10条4項、5項、18条の2第2項、3項、20条3項、4項）。

（2）優先権の回復

優先権の回復期間内に~~遅れた~~出願及び優先権主張をするとともに、その優先権の回復期間内に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に~~出願しなかつた~~ことが故意によるものでないことを表明し、当該期間内に~~出願をすることができなかつた理由を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない~~（特施規27条の4の2第4項^{*10}）。

なお、国際特許出願又は特許法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張（同法第41条第1項第1号に規定する故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められる場合に~~するものに限る。~~）をした場合及び同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合は、前段で述べたものと~~同様の回復理由書を提出しなければならない~~（特施規38条の14第3項^{*8}）。

また、期間徒過後の手続と同様に、特許庁長官は回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規27条の4の2第~~4項^{*9}~~、5項^{*10}、38条の14第4項^{*8}）。

~~なお、国際特許出願又は特許法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張（同法第41条第1項第1号に規定する故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められる場合に~~するものに限る。~~）をした場合及び同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間（特許法第184条の4第1項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後1月以内である。ただし、国内書面提出期間内に~~出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から1月以内である。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる~~（特施規38条の14第3項^{*10}、4項^{*10}）。~~

5. 手数料

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済については、所定の手数料の納付が必要である（特別表第11号、実別表第7号、意別表第3号、商別表第5号、手数料令1条2項表11号、2条2項表7号、3条2項表3号、4条2項表5号）。

ただし、その責めに帰することができない理由により1.(1)から(12)までの手続をする場合は、当該手数料の納付を要しない（特別表第11号中欄括弧書、実別表第7号中欄括弧書、意別表第3号中欄括弧書、商別表第5号中欄括弧書、手数料令1条2項表11号中欄括弧書、2条2項表7号中欄括弧書、3条2項表3号中欄括弧書、4条2項表5号中欄括弧書）。（→04.04）

6. 救済の認否の判断

期間徒過後の手続（優先権の回復の場合はその優先権主張。以下同じ。）が要件を満たすものか否かについての判断は、提出された回復理由書の記載に基づき、特許庁長官が行う。

(1) 救済が認められる場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合は、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。

(2) 救済が認められない場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合は、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済が認められないと判断した理由を記載した回復理由書に関する却下理由通知書が送付され、弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手続に却下理由通知が送付される。

(3) その責めに帰することができない理由による回復（→04.04）

回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に関し手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと判断した場合、手数料の補正があるときは故意によるものでないと認められる回復を認め、手数料の補正がないときは回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手続に却下理由通知が送付される。

（改訂令和~~6~~7・1）

※¹ 特48条の3第5項：特48条の3第7項において準用

※² 特184条の11第6項：実48条の15第2項において準用

※³ 商41条の3第1項：商41条の3第3項において準用

-
- ※⁴ 商附則 3 条 3 項：商附則 2 3 条において準用
- ※⁵ 特 4 3 条の 2 第 1 項：特 4 3 条の 3 第 3 項（実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項において準用）、実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項において準用
- ※⁶ 特施規 2 7 条の 4 の 2 第 1 項、3 項 3 号：実施規 2 3 条 2 項において準用
- ※⁷ 特施規 2 7 条の 4 の 2 第 2 項、3 項 4 号：実施規 2 3 条 2 項、意施規 2 条の 2 第 1 2 項（特施規 2 7 条の 4 の 2 第 3 項 4 号を除く）及び 1 9 条 3 項において準用
- ※⁸ 特施規 3 8 条の 1 4 第 3 項、4 項：特施規 3 8 条の 1 4 第 8 項、実施規 2 3 条 7 項において準用
- ※⁹ 特施規 3 8 条の 2 第 3 項、4 項：実施規 2 3 条 3 項において準用
- ※¹⁰ 特施規 2 7 条の 4 の 2 第 4 項、5 項：特施規 2 7 条の 4 の 2 第 9 項、実施規 2 3 条第 2 項、意施規 2 条の 2 第 1 2 項及び 1 9 条 3 項において準用
- ※¹⁰ ~~特施規 3 8 条の 1 4 第 3 項、4 項：特施規 3 8 条の 1 4 第 8 項、実施規 2 3 条 7 項において準用~~

07. 15

過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還についての取扱い

1. 過誤納等に該当する手数料又は特許（登録）料及び返還請求のできる期間

特許出願、請求その他の特許等に関する手続であって、当該手続の際に納付した手数料又は特許（登録）料が次に掲げる過誤納等に該当する場合には、納付者からの請求により返還する。

ただし、次に掲げる（１）及び（３）から（７）までの場合であって、特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出によるときは、予納台帳に返納されるので返還の請求を要しない。

（１）過誤納による手数料又は特許（登録）料（特１１１条１項１号^{※１}、１９５条１１項^{※２}、実３４条１項１号、５４条の２第１０項、意６７条７項、商４２条１項１号、６５条の１０第１項、７６条７項）

＜期間＞納付日から１年以内（特１１１条２項^{※１}、１９５条１２項^{※２}、実３４条２項、５４条の２第１１項、意６７条８項、商４２条２項、６５条の１０第２項、７６条８項）

ただし、手数料又は特許（登録）料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、納付日から１年以内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から１４日（在外者にあつては、２月）以内でその期間の経過後６月以内にその請求をすることができる（特１１１条３項^{※１}、１９５条１３項^{※２}、実３４条３項、５４条の２第１２項、意６７条９項、商４２条３項、６５条の１０第３項、７６条９項）。

（２）現金をもって納付（電子現金納付を含む）した未使用の手数料又は特許（登録）料

＜期間＞日本銀行へ納付した日から１年以内（現金手続省令７条３項^{※３}）

（３）不適法な手続として却下処分（特１８条の２^{※４}、特１３３条の２^{※５}）となった手続に係る手数料

＜期間＞納付日から１年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から６月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から６月以内）

（４）出願日を認定するための補完がされず出願却下処分（特３８条の２第８項、商５条の２第５項^{※６}）となった特許出願及び商標登録出願に係る手数料

＜期間＞納付日から１年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から６月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から６月以内）

（５）不適法な手続として却下処分（特１８条の２^{※４}）となった手続に係る特許（登録）料

＜期間＞納付日から１年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から６月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から６月以内）

- (6) 出願却下処分(実2条の3)となった実用新案登録出願に係る登録料(実34条1項2号)

＜期間＞出願却下処分が確定した日から6月以内(実34条2項)

- (7) 不適法な手続として出願却下処分(実2条の5において準用する特18条の2)となった実用新案登録出願に係る手数料及び登録料

＜期間＞納付日から1年以内(却下処分の謄本の送達(納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内))

- (8) 特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(特111条1項2号)

＜期間＞特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(特111条2項)

- (9) 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。)(特111条1項3号)

＜期間＞特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(特111条2項)

- (10) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(実34条1項3号)

＜期間＞実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(実34条2項)

- (11) 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料(実34条1項4号)

＜期間＞実用新案権の設定の登録があった日から1年以内(実34条2項)

- (12) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(意45条において準用する特111条1項2号)(国際登録を基礎とした意匠権に係るものを除く(意60条の21第3項))

＜期間＞意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(意45条において準用する特111条2項)

- (13) 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときのジュネーブ改正協定第7条(2)の個別の指定手数料(意60条の22第1項)

＜期間＞国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から6月(意60条の22第2項)

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、意匠法第60条の22第2項の規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる(意60条の22第3項)。

- (14) 商標法第41条の2第1項又は第7項の規定により商標権の存続期間満了

前5年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間満了前5年までに商標法第43条の3第2項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。）（商42条1項2号）

＜期間＞商標権の存続期間の満了前5年までに第43条の3第2項の商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（商42条2項）

- （15）実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、その請求に係る実用新案登録に基づいて、実用新案登録に基づく特許出願がされたときに、実用新案法第12条第7項の規定によりその請求がなかったものとみなされたときの実用新案技術評価の請求の手数料（実54条の2第1項）^{注1}

＜期間＞原則として、実用新案法第12条第7項の規定による通知から5年以内（会計法30条、31条^{注2}）

- （16）実用新案登録無効審判を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの審判の請求の手数料（実54条の2第2項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から6月以内（実54条の2第3項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第3項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- （17）実用新案登録無効審判の参加の申請を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの参加の申請の手数料（実54条の2第4項）

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内（実54条の2第7項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第7項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- （18）実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判の参加の申請を取下げることができない場合において、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に参加の申請を取り下げたときの参加の申請の手数料（実54条の2第6項）

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内（実54条の2第7項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由

により、実用新案法第54条の2第7項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- （19）実用新案登録無効審判の参加の申請を取り下げないときに、実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判が取り下げられたとき（審判手続を続行したときを除く。）の参加の申請の手数料（実54条の2第8項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から1年以内（実54条の2第9項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第9項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

上記（3）から（5）まで及び（7）において、当該手続に対する却下処分を不服として行政不服審査法による審査請求をした場合は、却下処分の手続に係る手数料又は特許（登録）料の返還の請求は、裁決（却下・棄却）の送達があった日から6月以内、又は審査請求を取り下げたときは取下書の提出日から6月以内であれば認めることとする。また、当該行政不服審査法による審査請求の有無に関わらず、当該手続に対する却下処分を不服として行政事件訴訟を提起した場合は、却下処分の手続に係る手数料又は特許（登録）料の返還の請求は、判決（却下・棄却）が確定した日から6月以内、又は訴えを取り下げたときは訴訟が終了した日から6月以内であれば認めることとする。

2. 過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還の手続

過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還を受けようとする者は、既納手数料返還請求書（特施規様式第75、実施規様式第14の3、意施規様式第21、商施規様式第23）、既納特許（登録）料返還請求書（特施規様式第73、実施規様式第14の2、意施規様式第20、商施規様式第22）又は個別指定手数料返還請求書（意施規様式第21の2）を特許庁長官に提出しなければならない。

また、特許法施行規則等に定めていない次の表の中欄に掲げる返還の請求を行う場合は、同表の右欄に掲げる書式により既納手数料返還請求書又は既納特許（登録）料返還請求書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

	返 還 の 請 求	書 式
1	併合納付に係る既納特許（登録）料の返還の請求	書式 第57
2	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許（登録）料の返還の請求	書式 第58

3	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許（登録）料の返還の請求（多件まとめて請求する場合）	書式 第59
---	--	-----------

（改訂令和4・7・1）

※¹ 特111条1項1号、2項、3項：意45条において準用

※² 特195条11項、12項、13項：特例法40条7項、国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用

※³ 現金手続省令7条3項：特例施規41条の10において準用

※⁴ 特18条の2：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕、特例法41条2項において準用

※⁵ 特133条の2：特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特120条の8第1項〔特174条1項〕、特174条2項、3項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕〕、特174条4項、実41条、意52条、意58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕〕において準用

※⁶ 商5条の2第5項：商68条1項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条2項〕〕」は、
「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）において準用」を表す。

注¹ 返還の請求を要する旨の規定はないが、実務上は、手数料の返還先振込口座の確認のため、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出による場合を除き、実用新案技術評価の請求をした者からの返還の申出を求めることとし、実用新案法第12条第7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促す。

注² 会計法第31条第2項により、消滅時効の完成猶予、更新等は民法の時効の規定が適用される。実用新案法第54条の2第1項の返還請求権は、他人による技術評価請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がなされたときに発生するが、実用新案法第12条第7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促すことにより時効が更新される（民法152条1項）。したがって、当該通知の後に新たに時効の完成猶予、更新等が生じない限り、当該通知の送達があった日から5年で返還請求権は時効消滅する。

15. 20

不適法な出願書類等に係る手続の却下の
取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（特18条の2第1項^{*1}）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（特18条の2第2項^{*1}）。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

- （１）基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとする。**

（２）形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

1. 出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下するものとする（特許法第38条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすることができる旨を通知し、規定する期間内にその補完をしないときは、同条第8項の規定により却下するものとする。また、商標法第5条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第5項の規定により却下するものとする。）。

（共通事項）

- （１）いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- （２）日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法施行規則等で認められる願書様式、特許法第36条の2第1項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。）。（特施規2条1項^{*2}）
- （３）在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願（特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）を除く。）をしたとき。（特8条1項^{*3}、特施令1条1号^{*4}、2号）
- （４）原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願をしたとき、又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき（代理権が確認できる代理

人又はもとの出願の代理人による手続であつて、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。※⁵

(5) 分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であつて、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。※⁵

(6) 出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき※⁶（特許出願の分割においては特許法第44条第7項※⁷の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第46条第5項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第46条の2第3項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては同法67条の2第3項括弧書又は特許法施行令第3条ただし書（改正前特許法施行令第3条ただし書^{註1}）の規定が適用される場合及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第65条の3第3項の規定が適用される場合を除く。）。

（特許出願）

(7) 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。（特38条の3第1項）

(8) 先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。（特38条の3第2項、特施規27条の10第1項）

(9) 先願参照出願をした者が、特許出願の日から4月以内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。（特38条の3第3項、特施規27条の10第3項、4項）

（実用新案登録に基づく特許出願）

(10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。（特46条の2第1項）

(11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場

合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。(特46条の2第1項)

(特許権の存続期間の延長登録出願)

(12) 特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)(特67条の2第1項2号、特67条の5第1項2号(改正前特67条の2第1項2号^{注1}))

(13) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{注1})の政令で定める処分の内容が記載されていない願書(延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{注1}))

(14) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{注1})の政令で定める処分(特施令2条)に該当しない処分が記載された願書(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{注1}))

(実用新案登録出願)

(15) 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。(実5条2項)

(16) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定する実用新案登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(意匠登録出願)

(17) 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき(意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。)(意6条1項、2項)

(18) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)(意6条1項3号)

(19) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、意匠法第13条第1項に規定する意匠登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(商標登録出願)

(20) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しない

ものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人」以外の者が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)(商7条1項)

(21) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」(→01.63)以外の者(個人、会社等)が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)(商7条の2第1項)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願)(→35.60)

(22) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。)(商65条の3第1項2号)

2. 願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下するものとする。

(1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。

(2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき(手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)

(3) 出願人^{注2}以外の者が手続をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。)

(4) 査定謄本の送達後又は出願却下^{*8*9}の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。

(5) 特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定(審決の確定による場合を含む。)し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき(設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。)

(6) 手続却下^{*8}又は出願却下^{*9}の処分の謄本送達後(同日含む)に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき(弁明等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)(→43.21)

(7) 外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願(外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。)に誤

- 訳訂正書を提出したとき。(特36条の2、17条の2第2項、184条の4、184条の12第2項)
- (8) 一の手続をもって足りる手続(外国語書面出願の翻訳文(特36条の2第2項)、明細書等提出書(特38条の3第3項、特施規27条の10第5項)、出願審査請求書(特48条の3)等)が重ねて行われたとき。
- (9) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間(特許法第5条第3項^{*10}の規定により期間の延長を請求することができる場合(→04.10)は、延長を請求することができる期間)満了後に延長を請求したとき。(特4条^{*11}、5条^{*10}、意17条の4^{*12})
- (10) 特許法第38条の2第3項又は第9項の規定により特許出願について補完をする場合において、同条第4項に規定する手続補完書を特許法施行規則第27条の7又は同規則第27条の9に規定する期間経過後に提出したとき。
- (11) 特許法第38条の2第4項に規定する手続補完書により同法第36条第2項の必要な図面のみが提出されたとき。
- (12) 先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第27条の10第3項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (13) 先願参照出願をした者が、特許法第38条の3第3項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。
- (14) 特許法第38条の4第2項又は第9項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第27条の11第1項又は第12項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (15) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第7項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (16) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第4項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (17) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第10項に規定する期間経過後に特許法第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。
- (18) 発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項^{*13}(意4条3項)に規定する証明書を同項に規定す

- る期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項^{※13}（意4条4項）の規定が適用された場合を除く。）。
- （19）外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第36条の2第4項又は第6項の規定が適用され、同条第7項の規定により同条第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- （20）特許出願等に基づく優先権主張の手續において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 12）（→28. 41）
- （21）パリ条約による優先権主張の手續において、特許法第43条第1項^{※14}に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 11）（→28. 12）
- （22）パリ条約による優先権主張の手續において、特許法第43条第2項^{※14}に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第43条第7項又は第8項^{※14}の規定が適用された場合を除く。）。
- （23）分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- （24）出願審査の請求において、特許法第48条の3第1項及び第2項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき（特許法第48条の3第5項が適用され、同条第6項の規定により同条第1項及び第7項で準用する第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- （25）特許権の存続期間の延長登録において、特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1}）の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第67条の6第4項（改正前特許法第67条の2の2第4項^{注1}）の規定が適用された場合を除く。）。
- （26）特許権の設定の登録を受けるための特許料の納付において、特許法施行規則第69条第1項（意施規18条1項、商施規18条1項）の規定による特許料納付書を特許法第108条第1項（意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項）に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第108条4項（意43条4項、商41条3項、4項、41条の2第3項、4項、65条の8第4項、5項）の規定が適用された場合を除く。）。
- （27）既納の特許料の返還において、特許法施行規則第76条（実施規21条の2、意施規18条の2、商施規18条の3）に規定する既納特許料返還請求書を特許法第111条第2項^{※15}（実34条2項、商42条2項、65条の10第2項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法第111条第3項^{※15}（実34条3項、商42条3項、65条の10第3項）の規

- 定が適用された場合を除く。)
- (28) 外国語特許出願（外国語実用新案登録出願）において、特許法第184条の4第1項（実48条の4第1項）に規定する明細書の翻訳文並びに同法第184条の4第1項及び第2項（実48条の4第1項及び2項）に規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間（国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出特例期間。以下同じ。）経過後に提出したとき（特許法第184条の4第4項（実48条の4第4項）の規定が適用され、同法第184条の4第5項（実48条の4第5項）の規定により国内書面提出期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。)
- (29) 出願審査の請求の手数料（以下、「出願審査請求手数料」という。）又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第77条に規定する出願審査請求手数料返還請求書、同規則第78条（実施規21条の3、意施規18条の4、商施規18条の4）に規定する既納手数料返還請求書を特許法第195条第10項及び第12項^{*16}（実54条の2第11項、意67条8項、商76条8項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法195条第13項^{*16}（実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）の規定が適用された場合を除く。)
- (30) 実用新案登録について、実用新案法施行規則第10条第2項に規定する実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書を同法第14条の2第1項第1号又は第2号に規定する期間経過後に提出したとき（実用新案法第14条の2第5項、同条第6項の規定が適用された場合を除く。)
- (31) 個別指定手数料の返還において、意匠法施行規則第18条の5に規定する個別指定手数料返還請求書を意匠法第60条の22第2項に規定する期間経過後に提出したとき（意匠法第60条の22第3項の規定が適用された場合を除く。)
- (32) 商標出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、商標法施行規則第6条の2で規定する出願時の特例証明書提出を商標法第9条第2項で規定する期間経過後に提出したとき（商標法第9条第3項、同条第4項の規定が適用された場合を除く。)
- (33) 国際特許出願について発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項^{*13}に規定する証明書を特許法施行規則第38条の6の3^{*17}に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の6の3ただし書きの規定が適用された場合を除く。)
- (34) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張の手続において、特許協力条約に基づく規則17.1(a)に規定する優先権書類として優先権証明書類等を特許法施行規則第38条の14第1項^{*18}に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の14第1項ただし書きの規定が適用された場合を除く。)

- (35) 国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続において、意匠法第60条の7第1項に規定する書面を意匠法施行規則第1条の2に規定する期間経過後に提出したとき（証明書については意匠法施行規則第1条の2ただし書きの規定が適用される場合を除く。）。
- (36) 実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- (37) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき（実37条1項6号））に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条2項）
- (38) 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条3項）
- (39) 意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。（特例施規19条、20条）
- (40) 手続が以下に該当するとき。
 - ア. 手続補正書が次に該当するとき。
 - a. 手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
 - b. 外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に係る補正をしたとき。
 - c. 通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。
 - イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。
 - ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。
 - エ. 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき （援用により提出書面の省略がされた場合を除く。）。
 - オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができる場合を除く。）。
 - カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができる場合を除く。）。
 - a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。
 - b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名

義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。

c. 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」以外の者であるとき。

d. 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」（→01. 63）以外の者（個人、会社等）であるとき。

キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。

ク. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。

ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。

コ. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。

サ. 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面物件が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る）。

シ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

セス. 特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1}）の書面に、特許番号又は特許法第67条第4項（改正前特許法第67条第2項^{注1}）の政令で定める処分の記載がないとき。

（41）手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

ア. 予納を利用する場合

a. 予納台帳番号が記載されていないとき。

b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に

充てることが全くできないとき。

イ. 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。

ウ. 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。

エ. 口座振替により納付する場合

a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。

b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

オ. 指定立替納付者により納付する場合

a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

（42）意匠登録出願と同時にない又は設定登録料納付と同時にないときに意匠を秘密にすることの請求をしたとき。（意14条）

（43）共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特14条^{※3}）

（44）出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。

ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特64条の2第1項1号）

イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその優先権証明書類等が提出されていないとき。（特64条の2第1項2号）

ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。（特64条の2第1項3号）

ただし、却下の処分を行おうとする際に、上記イ. の場合においては優先権証明書類等、上記ウ. の場合においては外国語書面の翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行わない。

（45）出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。

ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。（特195条10項）

イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作

- 成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。(特195条9項)
- ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。
- エ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。(特195条9項1号から4号まで)
- (46) 回復理由書が次に該当するとき。
- ア. 救済手続期間^{注3}外に提出されたとき。(特施規25条の7第6項、27条の4の2第4項^{*19}、31条の2第5項、38条の2第3項^{*20}、38条の6の2第4項^{*17}、38条の14第3項^{*21}、69条の2第2項、実施規21条の4第1項、意施規18条の6第1項、商施規2条10項、10条4項、18条の2第2項、20条3項)
- イ. 回復の理由の記載がされていないとき。
- ウ. 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。(特36条の2第6項、41条1項1号括弧書、43条の2第1項^{*22}、48条の3第5項^{*23}、112条の2第1項、184条の4第4項、184条の11第6項^{*24}、実8条1項1号括弧書、33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条1項、41条の3第1項^{*25}、65条の3第3項、商附則3条3項^{*26})
- エ. 回復対象となる手続が提出されないとき。
- オ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- (47) 出願審査請求手数料又は特許料の軽減又は免除を受けようとする場合(平成31年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。)において、審査請求料減免申請書又は特許料減免申請書が、出願審査請求書(特許法施行規則第11条第4項(同規則第11条の2第2項において準用する場合を含む。))の補正に係る手続補正書を提出する場合にあつては当該手続補正書。)又は特許料納付書の提出と同時に(特許料の免除を受ける者にあつては、特許法第108条第1項に規定する期間内(同条第4項の規定が適用された場合を除く。))に提出されていないとき。(特施規72条2項、73条2項)
- (48) 出願審査請求手数料の減免の適用件数の制限を受ける者(→07. 50)が件数の限度を超えた審査請求料減免申請書を提出したとき。
- (49) 複数意匠一括出願手続が終了(意施規2条の2第11項)した後に、複数意匠一括出願手続の番号が記載された手続書面を提出したとき。
- (50) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、出願放棄書または出願取下書を提出したとき。(経済安全保障推進法72条1項)
- (51) 1. 出願手続の却下の(2)、(3)及び(6)は、願書以外の出願書類に準用する。ただし、1.(3)について、以下の場合には適用しない。
- ア. 在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までには手続をする場合

(特184条の11第1項^{※27})

- イ. 特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合（特施令1条1号）
- ウ. 先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- エ. 明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎出願の写しを提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- オ. 特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合（願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。）
- カ. 特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管理人選任の届出がされている場合

（改訂令和~~6~~7・~~5~~1）

※¹ 特18条の2第1項、第2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用

※² 特施規2条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※³ 特8条1項、14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、国際出願法19条1項において準用

※⁴ 特施令1条1号：実施令4条1項、意施令2条1項、商施令7条1項において準用

※⁵ 特44条1項（実11条1項において準用）、特46条1項、2項、特46条の2第1項、実10条1項、2項、意10条の2第1項、13条1項、2項、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条1項、2項、3項、12条1項、65条1項、68条1項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条1項、2項、13条1項、2項、17条の3第1項

※⁶ 特44条1項（実11条1項において準用）、特44条5項、6項、46条1項から3項まで、46条の2第1項、3項、67条2項、67条の2第3項、67条の5第3項（改正前67条の2第3項^{注1}）、67条の6第2項（改正前67条の2の2第2項^{注1}）、実10条1項、2項、6項、7項、意10条の2第1項、13条1項から3項まで、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、意17条の4第1項（商17条の2第2項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条4項、12条2項、65条2項、65条の3第2項、3項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条3項、13条1項から3項まで、17条の3第1項、特施令3条

※⁷ 特44条7項：実11条1項において準用

注¹ 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

注² 特許法第67条の6第1項〔改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1}〕の規定によ

る書面の場合は、特許権者とする。

- ※⁸ 特 1 8 条 1 項（意 6 8 条 2 項、商 7 7 条 2 項、商附則 2 7 条 2 項（商附則 2 3 条において準用）、特例法 4 1 条 2 項、現金手続省令 8 条において準用）、実 2 条の 3
- ※⁹ 特 1 8 条 2 項、1 8 4 条の 5 第 3 項（実 4 8 条の 5 第 3 項において準用）
- ※¹⁰ 特 5 条：実 2 条の 5 第 1 項、意 6 8 条 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項（商附則 2 3 条において準用）において準用
- ※¹¹ 特 4 条：実 1 4 条の 2 第 5 項、3 9 条の 2 第 4 項、4 5 条 2 項、5 4 条の 2 第 5 項、意 6 8 条 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項（商附則 2 3 条において準用）において準用
- ※¹² 意 1 7 条の 4：商 1 7 条の 2 第 2 項において準用
- ※¹³ 特 3 0 条 3 項、4 項：実 1 1 条 1 項において準用
- ※¹⁴ 特 4 3 条 1 項、2 項、7 項、8 項：特 4 3 条の 2 第 2 項（特 4 3 条の 3 第 3 項（実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項において準用）において準用）、特 4 3 条の 3 第 3 項（実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項において準用）、実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項、6 0 条の 1 0 第 2 項、商 1 3 条 1 項（商 6 8 条 1 項において準用）において準用
- ※¹⁵ 特 1 1 1 条 2 項、3 項：意 4 5 条において準用
- ※¹⁶ 特 1 9 5 条 1 1 項、1 2 項、1 3 項：国際出願法 1 8 条 3 項、国際出願法施規 8 2 条 2 項において準用
- ※¹⁷ 特施規 3 8 条の 6 の 2 第 4 項、3 8 条の 6 の 3：実施規 2 3 条 4 項において準用
- ※¹⁸ 特施規 3 8 条の 1 4 第 1 項：実施規 2 3 条 7 項において準用
- 注³ 手続をすることができるようになった日から 2 月以内に所定の期間の経過後 1 年（商標に関しては 6 月）以内（特 3 6 条の 2 第 6 項、4 8 条の 3 第 5 項、1 1 2 条の 2 第 1 項、1 8 4 条の 4 第 4 項、実 3 3 条の 2 第 1 項、4 8 条の 4 第 4 項、意 4 4 条の 2 第 1 項、商 2 1 条第 1 項、6 5 条の 3 第 3 項、商附則 3 条 3 項（商附則 2 3 条において準用））。
- ※¹⁹ 特施規 2 7 条の 4 の 2 第 4 項：特施規 2 7 条の 4 の 2 第 9 項、実施規 2 3 条第 2 項において準用
- ※²⁰ 特施規 3 8 条の 2 第 3 項：実施規 2 3 条 3 項において準用
- ※²¹ 特施規 3 8 条の 1 4 第 3 項：特施規 3 8 条の 1 4 第 8 項、実施規 2 3 条 7 項において準用
- ※²² 特 4 3 条の 2 第 1 項：特 4 3 条の 3 第 3 項、実 1 1 条 1 項、意 1 5 条 1 項において準用
- ※²³ 特 4 8 条の 3 第 5 項：同条 7 項において準用
- ※²⁴ 特 1 8 4 条の 1 1 第 6 項：実 4 8 条の 1 5 第 2 項において準用
- ※²⁵ 商 4 1 条の 3 第 1 項：商 4 1 条の 3 第 3 項において準用
- ※²⁶ 商附則 3 条 3 項：商附則 2 3 条において準用
- ※²⁷ 特 1 8 4 条の 1 1 第 1 項：実 4 8 条の 1 5 第 2 項において準用

101.01

電子情報処理組織による特定処分等

1. 特定処分等

経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって特例法施行規則に規定するもの（以下「特定処分等」という。）については、同規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法4条1項）。

電子情報処理組織を使用して行われた特定処分等については、原則として処分等を文書をもって行うものとして規定している特許等関係法令を適用する場合に、当該特定処分等を文書をもって行われたものとみなされる（特例法4条2項）。

2. 特定処分等の指定

特定処分等として指定されるものは、次に掲げるものをいう（特例施規23条）。

- (1) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続（特例法施行規則別表第1の1から4まで、6及び7の項の第2欄に掲げる手続（平成12年1月1日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続及び商標法第68条の10第1項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）に関し、手続をする者又は代理人がその手続をするのに適当でないため、代理人の選任又は改任の命令をした後に、当該手続者又は代理人により手続がされた場合に行う当該手続の却下処分（特例施規23条1号）
- (2) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかった場合に行う手続の却下処分（特例施規23条2号）
- (3) 特例法施行規則第34条の2第10号、第11号、第18号、第19号、第23号、第24号及び第31号から第33号までに掲げる特許料等の納付の申出（特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出、口座振替による納付の申出及び指定立替納付者による納付の申出（特例法15条1項、15条の2第1項、15条の3第1項及び16条）を除く。）及び特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正をすることができない不適法なものである場合に行う手続の却下処分（特例施規23条3号）
- (4) 特許庁長官が行う手続の受継の決定若しくは手続の中止の決定又はその決

定の取消し（特例法施行規則別表第1の1から4まで及び6の項の第2欄に掲げる手続（国際商標登録出願についての拒絶査定等に対する審判の請求及び国際商標登録出願についての拒絶査定等に対する審判に係る手続を除く。）に係るものを除く。）（特例施規23条4号）

（5）国際特許出願又は国際実用新案登録出願に関し、国内書面提出期間内に国内書面を提出しなかった場合、国内書面に方式不備がある場合又は国内書面提出期間（外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあっては翻訳文提出特例期間）内に要約の翻訳文を提出しなかった場合の補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例施規23条5号）

（6）国際実用新案登録出願に関し、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がない場合の補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例施規23条6号）

（7）審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のア及びイからオまでに掲げるものを除く。）（特例施規23条7号）

ア．特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶をすべき旨の査定

イ．特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定

~~ウ．国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し~~

~~エ．国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し~~

~~オ．国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手続に係る決定又は決定の取消し~~

（8）判定（~~国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。~~）（特例施規23条8号）

（9）審判書記官が行う審判口頭審理、証拠調べ又は証拠保全、~~登録異議の申立て、判定に関する調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。）~~（特例施規23条9号）

3．特定処分等の入力事項

特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を特許庁の使用に係る電子計算機から入力し、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録しなければならない（特例施規23条の2）。

4．文書に記載された事項のファイルへの記録及び記録方法

（1）文書に記載された事項のファイルへの記録

特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、ファイルに記録する（特例法8条5項）。

（2）ファイルへの記録方法

特定処分等が文書をもって行われたときのファイルへの記録方法は、電子計算機の操作により行われ、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録方法については、特許庁長官が定める（特例施規32条1項）。

（改訂令和 ~~7-3~~・1 ~~0~~）

122.01

併合の手続に関する取扱い

1. 2以上の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（特例法施行規則別表第1の第2欄に掲げるものを除く。）並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る次の手続については、出願等の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、一の書面での提出により行うことができるものとする。

（1）包括委任状の援用制限の届出

~~（2）電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出~~

2. 前記1.により併合の手続がされた場合は、事件の表示に記載された全ての事件について、それぞれ手続がなされたものとみなして取り扱う。

3. 次の表の第2欄に掲げる手続を行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	包括委任状援用制限の届出 （併合手続）	包括委任状援用制限届	書式 第28
2	電子情報処理組織を使用して 特定手続を行った旨の申出 （併合手続）	手続補足書	書式 第29

4. 前記3. は、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に関する手続に準用する。

（改訂 平成令和2-3-7・~~1-1~~）

1 3 3 . 0 3

電子情報処理組織を使用した公的証明書の提出

日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、特例法施行規則第13条第3項の規定に基づく特許庁長官が認める物件とし、同条第2項に規定する方法により、同規則別表第1の2に掲げる特定手続に添付する場合に限り、電子情報処理組織を使用して提出することができるものとする。ただし、上記の方法により公的証明書を提出する場合は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電磁的記録を添付しなければならない。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義がある場合や電磁的記録の解像度が著しく不鮮明であり、証明内容の判読ができない場合等、特許庁長官又は審判長が特に必要があると認めるときは、当該証明書の原本(書面)の提出を求めることとする。

(新規令和7・1)

書式第 1 1

- 【書類名】 上申書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)
【事件の表示】
【出願番号】
【上申をする者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【上申の内容】
【提出物件の目録】
〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審判長に上申する場合は特許庁審判長、特許庁審査官に上申する場合は特許庁審査官、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 18 まで及び 22、24、25、様式第 4 の備考 2 及び 4 並びに様式第 13 の備考 ~~9-8~~と同様とする。この場合において、様式第 2 の備考 15 中「【請求人】」とあるのは「【上申をする者】」と、備考 16 中「（弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）第 7 条第 2 号及び第 12 号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「（弁理士法施行令第 7 条各号の手続に関して提出する場合を除く。）」と、様式第 13 の備考 ~~8-1-0~~中「【補正の内容】」とあるのは「【上申の内容】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 ~~4-7~~・~~1~~1)

~~書式第 2-9~~

~~【書類名】 手続補足書~~
~~(【提出日】 令和 年 月 日)~~
~~【あて先】 特許庁長官 殿~~
~~【事件の表示】~~
~~【出願番号】~~
~~【補足をする者】~~
~~【識別番号】~~
~~【住所又は居所】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【補足対象書類名】~~
~~【補足の内容】~~
~~【提出物件の目録】~~
~~〔備考〕~~

~~1 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。~~

~~【別紙】~~

~~特願○○○○＝○○○○○○、特願○○○○＝○○○○○○、~~

~~特願○○○○＝○○○○○○、特願○○○○＝○○○○○○、~~

~~2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 32 の備考と同様とする。~~

~~(改訂令和 2・12)~~

書式第 5 0

【書類名】 商標権存続期間更新登録申請書（補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録番号】
【更新登録申請人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【納付の表示】）
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【~~納付~~補充金額】）
【提出物件の目録】
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日
〔備考〕

商標法施行規則様式第 1 2 の備考と同様とする。

（改訂令和 ~~2~~7・1 ~~2~~）